

令和6年10月13日

加盟校各位

東京都学生弓道連盟

会長 小笠原 清忠
委員長 宮良 由宇土



第71期リーグ戦・女子部リーグ戦における嚴重注意事項について

清秋の候 加盟校の皆様におかれましては、日頃から当連盟の運営にご理解ご協力くださっていること、感謝申し上げます。

さて、東京都学生弓道連盟（以下、当連盟）で実施している第71期リーグ戦・女子部リーグ戦（以下、リーグ戦）第V週において、懲戒処分案件が発生いたしました。具体的な内容は以下に記しますが、発生したのは交代届の不備です。各校改めて、競技校として参加される際には指定の書類を用いて自校の立順・交代内容を正しく記入することを注意・確認してください。また、立合を務められる際は、入場の合図を出す前に、指定の書類を用いて正しく通知されているか、今一度きちんと確認するようにしてください。何卒よろしく願いいたします。

今後リーグ戦を継続していく中で、全ての加盟校の皆様にかきうる問題かと思われまます。以下の内容は他人事とせず、必ず確認するよう何卒よろしく願いいたします。

記

一、経緯

今期リーグ戦の試合において、令和四年度の交代届を用いて立合校に通知。

これに対し立合校は、照合の結果問題がないと判断し、当該書類を受理、入場を合図。

当該立の終了後、今期リーグ戦の交代届で通知していないことが発覚。

一、当連盟の対応

当連盟規約および大会要項に照らし、当連盟指定の書類を用いていなかったため当該選手の的中を全て外れとして処理。

当該の立合が所属する大学に対し、当連盟規約に基づき懲戒処分で対応。

一、処分内容

① 始末書の提出

：当連盟事務所宛に郵送（書面で通知されてから二週間以内）。

② 一万円の罰則金

：当連盟の指定する口座に入金（書面で通知されてから二週間以内）。

以上